

税金 トレンド! ZEIKIN TREND

進む行政サービスのデジタル化 次世代システムKSK2 運用開始

KSK2の主な特徴と変更点



私たちの申告や納税のデータは、全国の国税局と税務署を結ぶ国税総合管理システム (KSK) によって管理されています。その基幹システムが2026年 (令和8年) 9月24日、25年ぶりに生まれ変わります。名称は「KSK2」。

単なる機器の入れ替えではなく、税務行政全体をデジタル化するための重要な基盤として位置づけられています。何が変わり、私たちの実務にどう影響するのか、順を追って見ていきましょう。

1 KSKとは何か、なぜ今、刷新が必要なのか

国税庁では、国税総合管理システム (KSK) によって、納税者情報、申告、納付、滞納整理などの情報を管理しています。KSKは長年にわたり税務行政を支えてきた基幹システムですが、導入から長期間が経過し、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。電子申告 (e-Tax) の普及、データ量の増大、そして行政全体のデジタル化の流れの中で、独自OSの大型機 (メインフレーム) に依存し、

税目ごとの縦割り管理となっている従来のシステムは、拡張性や柔軟性の面で課題がありました。

こうした環境の変化に対応するため、国税庁は「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」の両立を目指し、次世代システムKSK2の開発・導入を進めてきました。

2 KSK2が掲げる3つのコンセプト

KSK2では、大きく3つのコンセプトが掲げられています。

1 紙からデータへ (書面中心からデータ中心の事務処理)

これまで書面で提出された申告書などには、職員による目検とシステム入力が必要となるものがありました。KSK2では、AI-OCR (AIによる高精度な文字認識技術) を導入し、書面で提出された申告書や申請書についても、読み取った情報をデータ化・イメージ化します。このため、一部の申告書や申請・届出書などについては、AI-OCRで読み取りやすい様式への変更が行われます。

2 縦割りシステムの解消 (税目別データベース・アプリケーションの統合)

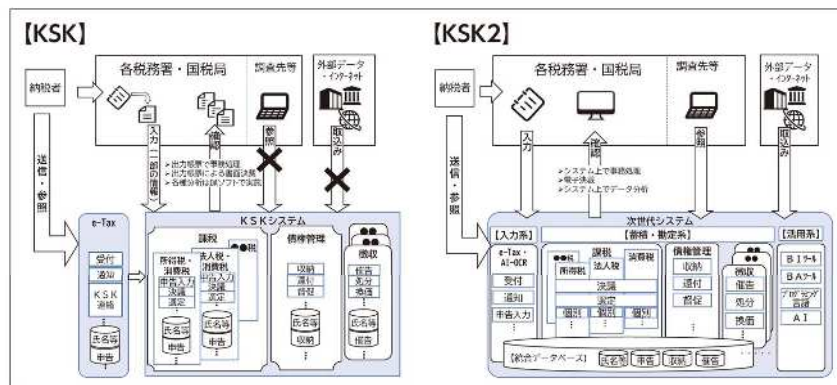
KSKにおいて、法人税や所得税など税目別になっていたデータベースやアプリケーションが統合されます。

これにより、システム内部に分散している情報をより効率的に利用できるようになり、職員の事務処理の効率化や、データを活用した税務行政の高度化につながることが期待されます。

3 メインフレームからの脱却 (オープンシステムへの刷新)

独自OSを使用する大型コンピュータを中心としたいわゆる「メインフレーム」から、汎用的なOSを使用する「オープンシステム」へ刷新されます。

これにより、将来の制度改正やシステム変更にも、より柔軟に対応できるとされています。



3 KSK2がもたらす実務上の変化

KSK2は国税内部のシステムですが、移行に伴い、納税者や税理士、経理担当者が日常的に使用する書類などにも変更が生じます。

① 申告書・届出書などの様式が変わります

一部の書面申告書や申請・届出書、法定調書の様式が変更されます。

変更後はAI-OCRでの読み取りに適した様式となり、申告書の配色も原則として白黒になります。また、申告書の「控用」がなくなる予定です。

様式ごとに受付開始時期が異なる場合がありますので、書面で提出する際には、国税庁ホームページで最新の様式を確認することが大切です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm>

② 納付書等の様式も変わります

2026年9月24日以降、税務署の窓口で配付される「納付書」や「徴収高計算書」についても、新しい様式に変更されます。

【主な変更点】

- 「整理番号」が「お問合せ番号(13桁)」に変更
※「お問い合せ番号」とは、税務署から送付する文書と納税者情報とを紐づけるためにシステムで自動的に払い出される番号です。税務署の窓口では、「お問合せ番号」が予め印字された納付書等が交付されます。
- 「納期等の区分」欄等に元号の記載欄を追加
- 「徴収義務者」欄に郵便番号及びフリガナの記載欄を追加
- 所得税徴収高計算書(納付書)は、複写式からA4サイズの単票式に変更

ひとくちメモ

KSK2への移行で特に注意したいのが、「これまで使用していた様式をそのまま使ってよいのか」という点です。

国税庁は、変更後の様式について受付開始後は最新の様式を使用するよう案内しています。過去に入手して保管している申告書や届出書については、様式そのものが変更されている可能性がありますので、提出前に最新様式かどうかを確認しましょう。

なお、従来の納付書は当分の間、所得税徴収高計算書(納付書)は令和10年9月頃まで使用することができる予定です。



③ データの統合による不整合検知の高度化

国税庁は、申告書だけでなく、源泉徴収票や支払調書などの法定調書、納付情報、資料情報など、納税者に関するさまざまな情報を

保有しています。従来から、こうした複数の情報を活用して申告内容を分析し、税務調査の対象選定などに役立ててきました(下図)。

KSK2では、税目別となっていたデータベースやアプリケーションが統合されます。これにより、法人税、所得税、消費税など、税目を横断した情報の参照や活用が、これまで以上にやりやすくなると考えられます。例えば、申告書に記載された内容と、源泉徴収票や支払調書など国税庁が保有する他の情報との整合性を確認する際にも、データを横断的に活用できる環境が整うことになります。

今後は、AIを活用したデータ分析がさらに進み、税務調査の対象選定や調査前の分析などにも活用されていくことが考えられます。

企業側としては、単に申告書の数字が合っているだけでなく、法人税、消費税、源泉所得税、法定調書など、別々に作成・提出する税務関係資料の内容に不整合がないかを、これまで以上に意識する必要があるでしょう。

④ 関係機関とのデータ連携・照会もデジタル化へ

国税だけでなく、国と地方、さらには金融機関との情報連携についてもデジタル化が進んでいます。2026年9月24日には、KSK2とeLTAXが同時に更改され、これにより、これまで別々に管理されてきた国税と地方税の情報連携が強化されます。

また、税務調査や滞納整理などで行われる金融機関等への預貯金照会についても、行政全体でオンライン化が進められています。

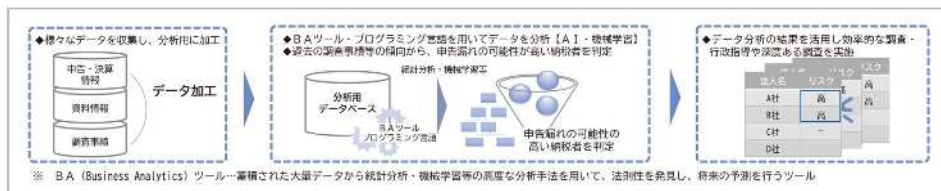
行政機関から金融機関に対する預貯金照会の件数は、2018年度の調査で年間6,000万件にのぼり、そのうち国税関係も一定割合を占めています。従来は書面による照会・回答も多くありましたが、オンライン照会サービスの利用拡大が進められています。

こうした取組が進むことで、税務当局による情報収集の迅速化や、税務調査・滞納整理などの事務の効率化につながることが考えられます。

ひとくちメモ

2026年7月以降、税務調査の現場では、調査先での臨場時間の短縮や事前分析を目的として、調査着手前に総勘定元帳や仕訳データなどをCSV形式で提出するよう求められるケースが増えています。この取扱いについては、国税庁から日本税理士会連合会に対しても正式に協力の申入れが行われています。

国税庁では以前から、税務調査等で担当職員から提出を求められた資料について、PDF形式やCSV形式のデータをe-Taxで提出できる仕組みを設けていますが、今後はこうした取組が一層進むことが予想されます。そして、税務調査の方法も、紙の帳簿を調査現場で一つひとつ確認する方法から、「データを分析して調べる」方法へと変化していくのではないのでしょうか。



掲載図版出典: 国税庁HP
「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
—税務行政の将来像 2023—」

4 移行に伴うメンテナンス日時にも注意

KSK2への移行とeLTAXのシステム更改に伴い、2026年9月にはe-Tax、eLTAXともに大規模なメンテナンスが予定されています。

この期間中はログインやメッセージボックスの確認ができず、申告や納付も行えないため、提出期限・納期限を確認し、余裕をもって対応することが大切です。

【利用停止期間】

e-Tax	2026年9月19日(土)0時~9月24日(木)8時30分 2026年9月26日(土)0時~24時
eLTAX	2026年9月19日(土)0時~9月24日(木)8時30分